						決定区分				(札	艮拠規	,定)	条值	列 7	′条				
力整 理 番	請 求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1 号 ÷	2号	3 4 号 号	5号	6 号	7 号	8号	9 号	非開示理由等	所管局部課等
1	R2. 4. 22	R2. 5. 1	隅田川(豊島四丁目地区)被覆修景工事第2回設計変更 設計書類一式	1	1														建設局 東京都 江東治水事務所 高潮工事課
2	R2. 4. 22	R2. 5. 1	隅田川(豊島橋下流)左岸防潮堤耐震補 強工事 設計書類一式	1	1														建設局 東京都 江東治水事務所 高潮工事課
3	R2. 3. 8	R2. 5. 7	葛西臨海水族園についての意見及び回 答	1		1					1			1				(第7条第2号) ・氏名、住所、年齢、性別等が一体となって記載された部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。 ・氏名は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利害を害するおそれがあるため。(第7条第6号) ・都民の声総合窓口に寄せられた都政に関する提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。	建設局、公園緑地部管理課
4	R2. 3. 19	R2. 5. 7	葛西臨海水族園についての意見及び回答	1		1					1			1				(第7条第2号) ・氏名、住所、年齢、性別等が一体となって記載された部分は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるため。 ・氏名は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利害を害するおそれがあるため。(第7条第6号) ・都民の声総合窓口に寄せられた都政に関する提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。	建設局 公園緑地部管理課
5	R2. 5. 1	R2. 5. 8	小平都市計画道路事業3・2・8号府中 所沢線及び国分寺都市計画道路事業 3・2・8府中所沢線 設計概要図	17	1														建設局 東京都 北多摩北部建設事務所 工事第一課
6	R2. 5. 7	R2. 5. 8	街路築造工事及び擁壁設置工事(31三-環3弁天町) 第1回設計変更 設計書類一式	1	1														建設局 東京都 第三建設事務所 工事第一課

						決	定区	分			(1	根拠	規定	定):	条例	列フ	条			
整理番品	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1 号	2 号	3号	4 号	5号-	6 号	7 号	8号	の明	非開示理由等	所管局部課等
7	R2. 4. 30	R2. 5. 11	街路築造工事及び電線共同溝設置工事 その3(29西-青梅3・4・4) 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 西多摩建設事務所 工事第一課
8	R2. 5. 7	R2. 5. 11	秋川防災工事(31西建その5)(緊急施行) 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 西多摩建設事務所 工事第二課
9	R2. 4. 28	R2. 5. 15	・街路樹診断カルテ(C判定)(一建管内) ・令和2年度 指示記録簿(4月) ・平成26年度 街路樹診断マニュアル (抜粋)	1	1															建設局 東京都 第一建設事務所 補修課
10	R2. 5. 7	R2. 5. 18	・石神井川整備工事(新柳橋下流右岸 その1) 当初設計および第1回〜第4回変更 ・和田堀公園調節池工事その2 第3回設計変更 設計書類一式	1	1															建設局 河川部 改修課
11	R2. 5. 7	R2. 5. 18	日野橋応急復旧工事(その4)(緊急施行) 設計書類一式	1	1															建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課
12	R2. 5. 12	R2. 5. 19	石神井川整備工事(その162) 第一回設計変更 設計書類一式	1	1															建設局 河川部 改修課
13	R2. 4. 27	R2. 5. 20	樹木番号3420-L03-05-B05-01街路樹伐 採に係る〇〇との打合せ記録(相談記 録など)					1											当該公文書は、〇〇と打合せを行っていないため、実施機関では作成しておらず、存在しない	建設局 東京都 第三建設事務所 補修課
14	R2. 5. 7	R2. 5. 21	街路築造工事及び電線共同溝設置工事 (28南西-八王子3・3・13打越) ・第1回から第3回の設計変更書 設計書類一式 ・重力式コンクリート生コンクリート 施工承諾申請書 ・施工計画書	1	1															建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課

						決定区分				(1	根拠	規定	主)	条例	列フ	条				
整理番品	請 求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5号	6 号	7 号	8 号	9号	非開示理由等	所管局部課等
15	R2. 5. 12	R2. 5. 21	松枝橋上部工仕上げ工事及び取付道路 工事 街築平面図(1)、(2)、(3)	3	1															建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課
16	R2. 5. 11	R2. 5. 22	・隅田川しゅんせつ工事(30-1) ・隅田川しゅんせつ工事(30-2) 数量計算書、質問回答書(入札時)、工 事成績評定表第1号様式、工事成績評 定項目別評定表第3号~第5号様式 ・隅田川しゅんせつ工事(30-3) ・隅田川しゅんせつ工事(31-1) 数量計算書、工事成績評定表第1号様式、工事成績評定表第3号 ~第5号様式 ・隅田川しゅんせつ工事(31-2) 数量計算書、後記回答書(入札時) ・隅田川しゅんせつ工事(31-3) 特記仕様書、図面	1	1															建設局 東京都 第一建設事務所 工事課
17	R2. 5. 11	R2. 5. 22	・隅田川しゅんせつ工事(31-3) 工事費総括書、工事総括書、種別内訳 書、代価明細表			1									1				(第7条第6号) 不調に伴い再起工する工事の契約確定前に、不調案件に含まれる入札手続き時に提示されない資料及び記載内容を開示した場合には、今後発注予定の工事の入札参加者が当該開示資料をもとに十分な工事内容の検討を行うことなく安易な入札を行い、結果的に施工不良を招くなど、適正な事業の遂行に支障を及ぼす恐れがあるため。	建設局 東京都 第一建設事務所 工事課
18	R2. 4. 27	R2. 5. 25	東京都第三建設事務所処務細則	12	1															建設局 東京都 第三建設事務所 補修課
19	R2. 5. 13	R2. 5. 25	白子川整備工事(その135) 第一回設計変更 設計書類一式	1	1															建設局 河川部 改修課
20	R2. 5. 13	R2. 5. 26	山田川河川防災工事(赤根橋上流右岸) 平面図(1/6)、縦断図(2/6)、 横断図(1/2)(3/6)、 横断図(2/2)(4/6)、 護岸横造図(5/6)	5	1															建設局 東京都 南多摩西部建設事務所 工事課

						決	定区	分			(木	艮拠規	定)条	例 7	′条				
力整理番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1 号 -	2 号	3 号 号		6 号		8号	9 号	非開示理由等	所管原	局部課等
21	R2. 5. 20	R2. 5. 26	妙正寺川整備工事(その202) 第5回変更設計書 設計書類一式	1	1														建設局 改修課	河川部
22	R2. 4. 21	R2. 5. 27	・第2年 ・第2年 ・第2年 ・第2年 ・第2年 ・第2年 ・第2年 ・第2年	1		1					1	1 1		1				(第7条第2号) ・個人の住所、生年月日、学歴、職務経歴、資格情報は個人を特定できる情報であるため。 (第7条第3号) ・連絡体制に記載されている氏名、非公表の法人の電話番号およびメールアドレス等は公にすることにより、○○の業務の遂行に支障をきたし、事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため。 ・○○と東京都との間の協力に関する情報であり、これらを公にすることにより、他国等との協定締結や、○○の業務の遂行に支障をきたし、事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため。 (第7条第4号) 印影を公にすることは、偽造等犯罪の予防に支障をきたすおそれがあるため。 (第7条第6号) ・○○と東京都との間の協力に関する情報であり、これらを公にすることは○○との秘密保持に関する取り決めに反することはり、相手方の信頼を不当に損なうなど、今後の都の事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため。		公園緑地部
23	R2. 4. 21	R2. 5. 27	令和元年5月31日付31建公計第123号 令和元年5月28日付31建公計第116号	1		1						1		1				(第7条第3号) ○○と東京都との間の協力に関する情報であり、これらを公にすることにより、他国等との協定締結や、当該協会の業務の遂行に支障をきたし、事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため。 (第7条第6号) ○○と東京都との間の協力に関する情報であり、これらを公にすることは○○との秘密保持に関する取り決めに反することとなり、相手方の信頼を不当に損なうなど、今後の都の事業の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため。	建設局:計画課	公園緑地部
24	R2. 5. 18	R2. 5. 27	土地売買契約書(平成5年9月25日契約締結) (秋多都市計画道路3・4・6号線 整備事業)	1	1														建設局 通 西多摩建 用地課	

						1	定	区分		(根	処規	定)	条	例 7	'条			
i	T 整 里 番 I	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開語	-] _,		否応答拒	1 2 号 号		4		6	7	8	9 号		所管局部課等
	25	R2. 3. 29		葛西臨海水族園事業計画検討会補助業務委託報告書(令和2年3月)	1					1			1	1				(第7条第2号) 個人情報のため。 (第7条第5号) 都の内部における検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当にそこなわれるおそれ、特定のものに不当に利益を与えるおそれがあるため。 (第7条第6号) 本仕様書案は、工事発注の際に公表を予定しているものであるため、これを開示した場合、特定の者のみが事前に案段階での情報を入手することとなり、入札において特定の者が他の者より有利になるなど、公正な入札事務が阻害され、その結果、契約に係る事務の適正な業務遂行等に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 公園緑地部計画課